

〔姓序考〕忌寸

忌寸姓は天武朝廷の詔に、八色姓を改定められしとき、四曰忌寸とみえし也。忌寸姓は、皇別及神別の氏人にもあれど、別の氏錄に、忌寸姓は皇別の氏にひそつ、神諸藩の氏々には、ことに多き姓なり。諸藩の氏々に多きこゝは、忌寸姓も舊は稱言なりしなるべし。そのよしは異國より投化の人をば神宮に奉る、例にて、齋置の意也。殿、齋斧、齋鉢、齋柱なぞいご多かり、齋字をそへ云こゝは、齋服忌部氏を齋部改忌部爲齋部とみえ、姓氏錄にも、其稱言もて、やがて姓とせらるゝことは宿禰の例とすべし。忌寸は伊美伎と訓べし。舊は伊美吉とかけりしを、天平寶字三年冬十月辛丑、天下諸姓、伊美吉以忌寸イミキとみえたれば、こゝに改められしを思へ。天武朝廷十四年六月乙亥朔甲午に、忌寸姓を賜へる十一氏のうち、半は諸藩の氏々なれば、諸藩の氏人のむねとせし人々には、忌寸を任るべくて此姓を置れしとやいふべきさて真人、朝臣、宿禰、忌寸の四姓は、天武朝廷の詔にて始て置れし姓なるから、つきぐに賜へることみえたり。其けぢめは眞人をうへなき姓とせられ、朝臣は臣達のうへにはうへなき姓とせられ、臣達の姓のうへなきものは、一等くだりて朝臣姓を給へれど、神別の氏々には眞人姓を給はすことをもて、朝臣姓は臣達の最上の姓なるを知れ。宿禰は皇子達及臣達の次なるもの、姓とせられ、忌寸は諸藩の氏々のうへなき姓とせられしなるべし。是は天武朝廷の詔に、八きのこゝをしも思ひばかりて云ること也。これより後に、諸藩の氏々には忌寸姓いそおほしこたび考定て第四に忌寸姓を置るものは、既に云ひしごく弘仁二年秋七月辛酉、右京人正六位上朝原忌寸諸坂山城國人大初位下朝原忌寸三上等、賜姓宿禰とみえしもて、如^ク此は云る也。

〔民族考 上〕忌寸は伊美吉と訓べき事。天平寶字三年冬十月辛丑、天下諸姓、伊美吉以忌寸とあるにて知べし。此姓神別また皇別の氏人にもたまくはあれど、諸藩の氏々に殊に多き姓なり。